

# 青森県報

第三千三百六十一号

平成二十三年  
三月十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
理容師法による管理理容師の講習会の指定	(保健衛生課)	三
美容師法による管理美容師の講習会の指定	(同)	三
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	三
障害福祉サービス事業者の指定	(同)	四
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	(同)	四
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定	(同)	五
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)	五
土砂災害警戒区域の指定	(河川砂防課)	五
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	六
肥料の登録	(食の安全・安心推進課)	六
土地立入の通知	(監理課)	六
出先機関		
土地改良区の役員 の 退任	(東青地域民局)	七

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	八
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	八
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	九
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	一〇
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	一〇
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	一〇

### 告

### 示

#### 青森県告示第二百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
合同会社一 成	弘前市大字境関 字亥ノ宮五三三の 一四	デイサービス センター たいよう	弘前市大字境関 字亥ノ宮五三三の 一四
株式会社バ リユー	弘前市大字新町 一六七の一	ヘルパース テーション ほほえみの 里	弘前市大字代官 町四五代官町木 村ビル二階
	訪問介護		平成 三・三・一
	通所介護		三・一・一

青森県告示第百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第二項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三村 申吾

社会福祉法人優希会	〃	有限会社ツインフイニツ	日本健康開発株式会社
上北郡東北町の字大浦字館野二	〃	八戸市大字湊町一の上中道一	弘前市大字八幡町三丁目一の一
通所介護	訪問介護	訪問看護	〃
デイサービスみらい	おおひらき訪問介護サービス	おおひらき訪問看護サービス	ひなた外崎
上北郡東北町の字大浦字唐虫沢四四の一七九	〃	八戸市大字絞町一五の二	弘前市大字外崎五丁目二の一〇一柳号
三・一・七	〃	三・二・〇	三・二・一

株式会社バリエー	合同会社一成	名称	介護予防事業者
弘前市大字新町一六七の一	弘前市大字境関一亥ノ宮五三の四	主たる事務所の所在地	
訪問介護	通所介護	介護予防の種類	
ヘルパーステーションほほえみの里	デイサービスセンターたいよう	名称	介護予防事業所
弘前市大字代官村ビル二階	弘前市大字境関一亥ノ宮五三の四	所在地	
三・一・一	平成三・二・一	指定年月日	

青森県告示第百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第二項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三村 申吾

社会福祉法人優希会	〃	有限会社ツインフイニツ	日本健康開発株式会社
上北郡東北町の字大浦字館野二	〃	八戸市大字湊町一の上中道一	弘前市大字八幡町三丁目一の一
通所介護	訪問介護	訪問看護	〃
デイサービスみらい	おおひらき訪問介護サービス	おおひらき訪問看護サービス	ひなた外崎
上北郡東北町の字大浦字唐虫沢四四の一七九	〃	八戸市大字絞町一五の二	弘前市大字外崎五丁目二の一〇一柳号
三・一・七	〃	三・二・〇	三・二・一

株式会社バリユー	株式会社あら	名称	居宅介護支援事業者
弘前市大字新町一六七の一	青森市大字幸畑字松元五八の三〇三三号	主たる事務所の所在地	
居宅介護相談センター	居宅介護支援センターみのり	名称	居宅介護支援事業所
弘前市大字代官村ビル二階	弘前市大字城南二丁目一四の六	所在地	
三・二・一	平成三・一・三	指定年月日	

日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一の一	ひなた弘前大 学病院前	弘前市大字本町六	"
有限会社イン フイニツト	八戸市大字湊町 一 字上中道一の一	おおひらきケ ア プランサー ビス	八戸市大字鮫町字 大開一五の二	三・三・二〇
社会福祉法人 優希会	上北郡東北町大 字大浦字館野二 の一	居宅介護支援 センターみら い	上北郡東北町大字 大浦字唐虫沢四四 の一七九	三・一・七

青森県告示第二百十八号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理  
理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十三年六月六日（月）、平成二十三年六月十三日（月）、平成二十三年六月二十日（月）の三日間の午前九時から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者  
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者  
受講申込書の提出先
- 四 受講申込書の提出先  
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階  
財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

- 五 受講料  
一万八千円

青森県告示第二百十九号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理  
美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目七の二六  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十三年六月六日（月）、平成二十三年六月十三日（月）、平成二十三年六月二十日（月）の三日間の午前九時から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者  
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
  - 四 受講申込書の提出先  
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階  
財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
  - 五 受講料  
一万八千円
- 青森県告示第二百二十号
- 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、

自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
有限会社サワカ 三薬局堀口店	三沢市下久保二丁目一の二一	平成三〇三一

青森県告示第二百二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人共生会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上五二	就労移行支援	多機能型事業所飛翔食	北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上五二	平成三〇三一
社会福祉法人共生会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上五二	就労継続B型支援	多機能型事業所飛翔食	北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上五二	"
社会福祉法人共生会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上五二	就労継続A型支援	多機能型事業所飛翔食	北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上五二	"
社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	就労継続B型支援	ワークサポート八見園	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	"

株式会社バリュー	弘前市大字新町一六七の二	居宅介護	ヘルパーステーション	弘前市大字代官町五階	"
株式会社バリュー	弘前市大字新町一六七の二	重度訪問介護	ヘルパーステーション	弘前市大字代官町五階	"
有限会社北斗医理科	弘前市大字在府町一八	居宅介護	北斗ヘルパーステーション	弘前市大字富野町三の四	"
有限会社北斗医理科	弘前市大字在府町一八	重度訪問介護	北斗ヘルパーステーション	弘前市大字富野町三の四	"
有限会社こい福祉舎	弘前市大字石川字川原田九の五	居宅介護	訪問介護ステーション	弘前市大字大清水四丁目九の五	"
有限会社こい福祉舎	弘前市大字石川字川原田九の五	重度訪問介護	訪問介護ステーション	弘前市大字大清水四丁目九の五	"
社会福祉法人田茂木野福祉会	青森市大字田茂一四の五	就労移行支援	こぶしの家	青森市大字田茂一四の五	"
社会福祉法人田茂木野福祉会	青森市大字田茂一四の五	就労継続B型支援	こぶしの家	青森市大字田茂一四の五	"
社会福祉法人田茂木野福祉会	青森市大字田茂一四の五	生活介護	障害者支援施設こぶし園	青森市大字田茂一四の五	"

青森県告示第二百二十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	指定障害福祉サービス事業者
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村字新館添五〇の八	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス
居宅介護重度訪問介護	ことぶき荘ホームヘルプ事業所	名称	障害福祉サービス事業を行う事業所
弘前市大字福村字早稲田二七の一	弘前市大字福村字新館添五〇の八	所在地	変更年月日
平成三三・三一			

青森県告示第二百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
障害者支援施設こぶし園	青森市大字田茂木野字阿部野一四の五	平成三三・三一

青森県告示第二百二十四号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表新深浦町第四区域の項を次のように改める。

新深浦町第四区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字沢辺の区域	2 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 2 2 総トン数百トン未満の漁船により行うか ご漁業 4 3 主として底建網漁業 小型定置漁業
--------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

青森県告示第二百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 栃久保土砂災害警戒区域
  - 1 指定の区域
    - 十和田市の区域のうち次の図面に示す区域（図面省略）
  - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 二 立石土砂災害警戒区域
  - 1 指定の区域
    - 十和田市の区域のうち次の図面に示す区域（図面省略）
  - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ファイナンシャル・アカデミー

三 代表者の氏名

菅原 伊佐雄

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浪館字近野一三の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、学生はもとより一般社会人に対し、経済、金融、ビジネス及びキャリア等についての教育、啓蒙、普及活動等を行ない、豊かな社会生活が広く実現できらるることに寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十三年三月一日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七二号	肥料の種類 配合肥料	肥料の名称 GRA	保証成分量 (パーセント) りん酸全量 九・〇 りん酸 内く溶性り	その他の 規格 の と お り	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社五光 東津軽郡平内 町大字外童子
----------------------	---------------	--------------	--------------------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------------------------

字滝の沢二  
の一三

加里全量 八・〇	内く溶性加 四・五	里内水溶性加 四・〇	く溶性苦土 一・三 二・五
-------------	--------------	---------------	---------------------

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十三年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二 事業の種類

北海道新幹線建設工事及び附帯工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

市町村名	大字名	字	名
石江	高間		
新田	忍		
新城	平岡、福田		
岡町	松本、藤戸		

青 森 市																
阿 弥 陀 川	長 科	中 沢	四 戸 橋	後 潟	六 枚 橋	小 橋	左 堰	内 真 部	清 水	前 田	奥 内	瀬 戸 子	飛 鳥	西 田 沢	羽 白	油 川
汐干、江利前沢山	浦田、川瀬、鶴虻	池田、浪返	磯部、富田	大原、平野	不浪知、山越	福田、千鳥、伊沢、田川	大科、野田	岸田、平岡	成見、生田	中野、湯の沢	宮田、川合、平塚	磯田、神田	塩越、岸田、福浦	浜田、沖津、山辺	富田、池上、沢田	実法、船岡

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日	出 先 機 関			
				土地改良区の役員 の 退任			
		東青地域県民局長 小田 桐 文 彦		<p>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。</p> <p>平成二十三年三月十一日</p>			
				<p>四 立ち入らうとする期間 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p>			
				東 津 軽 町 郡	外 東 ヶ 津 浜 軽 町 郡	蓬 東 津 軽 村 郡	
				浜 今 大 川 平	広 瀬 瀬 地 山 田 田 浦	郷 沢 浜 田	蓬 田 汐 越 、 蓬 田 山 、 宮 本
				中 宇 田 、 浜 名 沢 、 中 野 、 黒 崎	坂 元 、 高 根	山 田 、 田 浦	
				母 沢 、 二 股 、 上 股 、 与 次 郎 沢 、 深 沢 、 清 川 、 熊 沢 、 安 兵 衛 川 、 村 元	蟹 田 大 平 沢 辺 、 蟹 田 大 平 山 元 、 蟹 田 小 国 館 下 、 蟹 田 南 沢 館 下 、 蟹 田 南 沢 山 口 、 蟹 田 山 本 野 脇 、 蟹 田 山 本 前 田 、 蟹 田 山 本 紅葉 坂	山 田 、 田 浦	

選挙管理委員会

理事	土岐 富和	青森市大字左堰字野田二一	平成三・二五
----	-------	--------------	--------

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
高坂隆雄後援会	馬場 巖	高坂 晶子	上北郡おいらせ町 浜道一の一の一	平成三・二二
尾崎寿一後援会 連合会	尾崎 寿一	小野 悟	弘前市大字原ヶ平 一の六の九	三・二八
工藤章後援会	浦田 守	立崎 祐一	上北郡七戸町字 田川久保一七	三・二八
倉持晶郎後援会	倉持 晶郎	倉持 晶郎	上北郡おいらせ町 青葉七の一四〇の 一五五五	三・二九
恒星会	倉岡 健次郎	高山 靖信	上北郡野辺地町字 赤坂四五の一〇	三・二九
竹原義人後援会	武士澤 武男	竹原 俊吉	三戸郡三戸町大字 川守田字関根川原 四の二一	三・二五

野村太郎を支える会	相馬 慎哉	野村 信子	弘前市大字樹木一 の一九の四二	三・二五
黒石ナナ子後援会	今 廣文	工藤 一成	黒石市大字南中野 字家岸三〇	三・二六
平野敏彦後援会	平野 敏彦	平野 敏彦	上北郡おいらせ町 二川目二の七三の 一三五	三・二六
青森子ども未来ののち	山内 崇	佐藤 孝治	弘前市大字萱町三 九の一	三・二六
花田えいすけ自由ヶ丘地区後援会	磯部 松夫	松沢 篤悦	青森市自由ヶ丘一 の六の一	三・二三
むつ下北政経文化研究会	菊池 憲太郎	品木 芳男	むつ市大字田名部 八字品ノ木三四の六	三・二三
井上武夫後援会	田中 正樹	井上 百合子	上北郡七戸町字 野四七の七	三・二四
工藤和行後援会	工藤 和行	高田 浩尔	黒石市追子野木三 の一二五の一	三・二四
森貝尚道後援会	森貝 尚道	森貝 磐男	八戸市大字鳥屋部 町一の一	三・二四
館岡一郎後援会	佐々木 榮一	桜庭 準行	北津軽郡板柳町大 字辻字福岡六五の 一〇	三・二五
岡村茂雄後援会	高橋 功	千葉 岩男	上北郡七戸町字七 戸一二の四	三・二六

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
民主党青森県第4区総支部	山田 修市	葛西 憲次	平成 三・二七	
自由民主党鯉ヶ沢町支部	主たる事務所の所在地 西津軽郡鯉ヶ沢町大字浜町一〇の六	西津軽郡鯉ヶ沢町大字新町二	三・二二	
たちあがれ日本青森県第一選挙区支部	櫻庭 義明	桜庭 義明	三・二五	
山本喜仁後援会	代表者 山本 喜仁 会計責任者 山本 喜仁	山本 てつ	平成 三・二一	
一戸かねいち後援会	政治団体の名称 一戸かねいち後援会 主たる事務所の所在地 弘前市大字田園二の三の七	一戸兼一後援会 弘前市大字新里字中樋田一五六の二	三・二二	
菊池けんたろう後援会	代表者 佐藤 孝雄 政治団体の名称 菊池けんたろう後援会	一戸 正 菊池憲太郎後援会	三・二二	
高橋修一沖館地区後援会	代表者 関 裕介 会計責任者 古川 長夫	菊池 憲太郎 三國 一彦	三・二二	

はまだ栄子後援会	代表者 成田 忠夫 会計責任者 小山内 武次	青森市栄町一の一の四	長津 京子	三・二三
一戸ふみお後援会	主たる事務所の所在地 青森市栄町一の一の四	青森市本町一の一の九	三・二七	
幸福実現党十和田後援会	代表者 村崎 誠蔵 主たる事務所の所在地 上北郡おいらせ町秋堂七	上北郡東北町大字上野字山添四の二五	森光 浄	三・二七
公明党を励ます青森県民の会	代表者 成田 祥耕 会計責任者 三本菅 享	原田 一紀	森光 浄	三・二五
青森市医師連盟	代表者 成田 祥耕 会計責任者 川口 均	齊藤 勝	永井 政男	三・二六
恭進会	代表者 山田 修市 会計責任者 山田 修市	葛西 憲次	葛西 憲次	三・二七
相川正光後援会	代表者 神 保弘 会計責任者 神 保弘	中野 昭嗣	中野 昭嗣	三・二三
あおもり未来塾	代表者 櫻庭 義明 会計責任者 櫻庭 義明	桜庭 義明	桜庭 義明	三・二五
升田世喜男後援会	代表者 櫻庭 義明 会計責任者 櫻庭 義明	桜庭 義明	桜庭 義明	三・二五
中村節雄後援会	代表者 中村 恵美子 会計責任者 中村 恵美子	格谷 武	格谷 武	三・二六
夢のある未来を拓く町民の会	代表者 中嶋 巖 会計責任者 中嶋 巖	中嶋 巖	中嶋 巖	三・二六

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、

次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
栗本章吉を支援する会	平成三・二一	平成三・二七
鱗萃会	三・二一	三・二七
三戸玲子後援会	三・二三	三・二九
田中賢一後援会	三・二三	三・二九
岩城康一郎後援会	三・二六	三・二〇
小笠原正勝後援会	三・二三	三・二四
工藤とくのぶ後援会	三・二七	三・二四

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所 所在地	届出 年月日

尾崎寿一 (弘前市議会議員)	尾崎寿一後援会 連合会	尾崎寿一	弘前市大字原ヶ平 一の六の九	平成 三・二八
-------------------	----------------	------	-------------------	------------

倉岡健次郎 (野辺地町議会議員)	恒星会	倉岡健次郎	上北郡野辺地町字 赤坂四五の一〇	三・二九
---------------------	-----	-------	---------------------	------

菊池憲太郎 (県議会議員)	むつ下北政経文 化研究会	菊池憲太郎	むつ市大字田名部 八字品ノ木三四の六	三・二三
------------------	-----------------	-------	-----------------------	------

工藤和行 (黒石市議会議員)	工藤和行後援会	工藤和行	黒石市追子野木三 の二二五の一	三・二四
-------------------	---------	------	--------------------	------

青森県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新 旧	届出 年月日
一戸兼一 (県議会議員)	一戸兼一政 経研究会	公職の種類 県議会議員	新 旧	平成 三・二二

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

栗本 章吉 (八戸市議会議員)	(届出者の氏名 (公職の種類))
鱗荃会	名 資 金 管 理 団 体 の 称
栗本 章吉	氏 代 表 名 者
八戸市旭ヶ丘五の二 一三五	所 主 た る 在 事 務 所 地 の
平成 二・二・七	年 届 月 日 出

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭